

療育手帳について

<療育手帳とは？>

障害を有する人に対して発行される手帳の一つです。療育手帳は、知的に障害のある方が、一貫した療育・援護や福祉サービス、各種制度の優遇措置を受けやすくするために交付される手帳です。

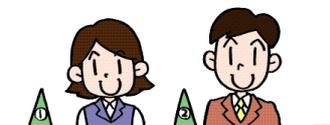
<手帳を取得するためには？>

初めに、居住地の市町村の福祉担当窓口にご相談をします。所定の手続きを行い、その後児童相談所で知能検査等を行います。（県北地区は「北児童相談所」）その後療育手帳が交付されます。A（重度）、B（それ以外）のどちらかに区分されます。料金はかかりません。

※各都道府県が発行する物で、秋田県の場合は「療育手帳」と呼んでいます。

※療育手帳以外にも「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」などもあります。

※手続きには数ヶ月かかる場合もあります。



手帳を取得している場合としていない場合は何が違うのでしょうか!?

裏面をご覧ください!



◎障害者雇用制度が活用できる

→卒業後に一般事業所に就職することを希望する場合、手帳を取得していることで「障害者雇用」枠での就職を目指すことができます。実習を繰り返しながら、働くための力を身につけていきます。企業との契約時には手帳が必要となります。（実習の際にも手帳取得が前提の場合もあります）

◎福祉施設の利用ができる

→在学中でもショートステイ等のサービスを受けることができます。（別途、障害程度区分判定が必要です）高等部卒業後に、福祉サービスを利用する際必要となります。

◎公共料金等の減免、割引制度が受けられる

→バスや電車の運賃、携帯電話料金などが割引になります。

※学習活動上、施設や交通機関を利用する場合にも適用になります。

（校外学習、修学旅行など）

***そのほかにも ◎年金や手当の制度が活用できる。

（年金については20歳になった時点で市役所に申請が必要です。）

◎税金の控除・医療費の助成が受けられる。

☆参考～その他の制度（特別児童扶養手当）～

20歳未満の障害をもった児童を養育している場合に「特別児童扶養手当」が支給されます。1級（重度：月額50,400円）、2級（中度：月額33,570円）によって支給額は異なります。まだ申請されていない方は下記へおたずねください。

（問い合わせ先→各市町村福祉担当窓口（大館市の場合は市役所福祉部子ども課））

～手帳等について何か不安なことなどありましたら担任までお知らせください～